

給実甲第1283号

令和3年3月31日

人事院事務総長

給実甲第220号の一部改正について（通知）

給実甲第220号（期末手当及び勤勉手当の支給について）の一部を下記のとおり改正したので、令和3年5月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
27 一時差止処分書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～四 （略） 五 「一時差止処分者」の文字並びに一時差止処分者の組織上の	27 一時差止処分書には、次に掲げる事項を記載するものとする。 一～四 （略） 五 「一時差止処分者」の文字並びに一時差止処分者の組織上の

名称及び氏名

六 文書番号

名称、氏名及び官印

(新設)

文書番号	
1 処分者	
官 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名 (ふりがな)
離職時の官職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 (期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日 逮 捕 日 年 月 日	
処分の理由	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 一般職の職員の給与に関する法律第19条の6第2項及び人事院規則9-40の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

1 処分者	
官 職	氏 名
2 被処分者	
離職時の所属部課	氏 名 (ふりがな)
離職時の官職	離職時の級及び号俸
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 (期末手当・期末手当及び勤勉手当)
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日 逮 捕 日 年 月 日	
処分の理由	
(思料される犯罪に係る罰条：)	
(教示)	
1 この処分についての審査請求及び処分の取消しの訴え	
(1) この処分についての審査請求は、国家公務員法第90条及び人事院規則13-1の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月以内に、人事院に対して、することができます。	
(2) この処分についての処分の取消しの訴えは、国家公務員法第92条の2の規定により、審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなければ提起することができません。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、人事院の裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。	
① 審査請求があった日から3箇月を経過しても、人事院の裁決がないとき。	
② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。	
③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。	
この処分の取消しの訴えは、審査請求に対する人事院の裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、提起しなければなりません。ただし、この期間内であっても、人事院の裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後は、提起することができません。	
2 一般職の職員の給与に関する法律第19条の6第2項及び人事院規則9-40の規定により、この説明書を受領した日の翌日から起算して3箇月を経過した後においては、この処分が行われた後の事情の変化を理由に、処分者に対し、この処分の取消しを申し立てることができます。	
3 この処分は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。	
① この処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合	
② この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合	
③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）	
④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなったと認める場合	

以 上